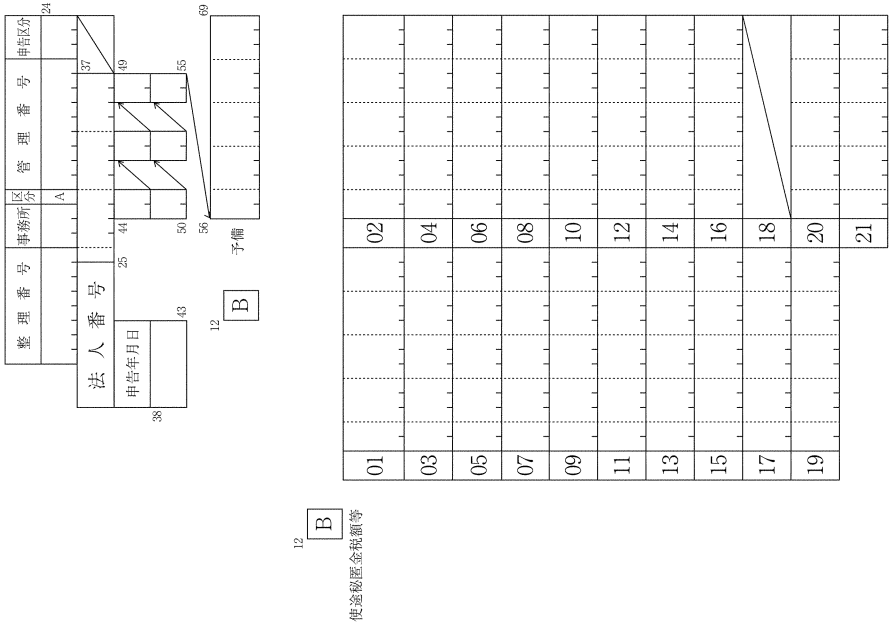
第二十号様式別表一の二（入力用）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）



第20号様式別表１の２記載要領

１　この計算書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

２　※印の欄は記載しないこと。

３　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計(32)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表二の表中「①×23.9／100」を「①×23.4／100」に改める。

第二十号様式別表二記載要領２中「100分の23.9」を「100分の23.4」に改め、「100分の25.5」の次に「とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9」を加える。

第二十号様式別表二の三記載要領１中「控除対象還付法人税額」を「内国法人の控除対象還付法人税額」に、「第321条の８第12項」を「第321条の８第12項第１号」に、「及び当該」を「、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該」に改め、同表記載要領３中「控除対象還付法人税額」を「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に改める。